

成年後見センターの設置が決まる

臨時総会を開催

10月26日、横浜市開港記念会館講堂にて、当会臨時総会が開催された。

1 開会前

開会に先立ち、第2回関弁連賞を受賞した間部俊明会員から、「地域司法計画から見た成年後見制度利用促進」と題して、地域司法計画に長年携わってきた立場から見た、同制度の利用促進に向けたこれまでの動きや、今後の課題等についてのスピーチが行われた。

2 第1号議案

第1号議案は、「業務

3 第2号議案

第2号議案は、「神奈川県弁護士会選挙規程（会規第19号）一部改正の件」である。

4 第3号議案及び第4号議案

第3号議案は、「神奈川

臨時総会開会を宣言する延命政之会長

並びに日弁連代議員の選挙において、候補者及び候補者以外の会員が、ウェブサイト及び電子メールを利用した選挙活動を行うことを可能にする内容の改正案である。

同議案に対しては、候補者以外の会員に対しては、電子メールでの選挙活動を認めることにより、選挙期間中に同一文面のメールを大量に受け取ることを懸念する意見が出された。

採決の結果、圧倒的多数の賛成により、同議案は原案どおり可決承認された。

第3号議案は、「神奈川弁護士会成年後見センター設置・運営会規制の件」である。同センターの事業としては、成年後見人等の候補者名簿の作成及び家庭裁判所への推薦や、成年後見制度等の利用促進に関する事業のあっせん等が予定されている。

また、第4号議案は、「神奈川県弁護士会の会費に関する会規（会規第37号）一部改正の件」である。これは、第3号議案に関連したもので、同センターを通じて会員が事件を受任して弁護士報酬を

賀詞交換会・新年宴会のお知らせ

◆賀詞交換会
日時…平成30年1月10日（水）15時30分～
場所…ロイヤルホールヨコハマ3階シンフォニーの間
◆新年宴会
日時…平成30年1月10日（水）17時30分～
場所…萬珍樓本店

ブース大人気！ 初秋の中区民祭り

10月8日、晴天の中、横浜公園から日本大通りにかけて第42回中区民祭りにかけて第42回中区民祭

り「ハローよこはま2017」が開催された。毎年10月の3連休に開

大盛況のブース

催されるこのイベントは、中区民に限られない大規模な催しとなっており、今年はお出されたブースの数が約130にもなった。当会も数年前から参加しており、今年も例年通り横浜地裁庁舎前にブースを出し、訪れた人々との交流を楽しんだ。

当会は、日弁連や当会が発行するチラシやパンフレットを来訪者に配布したり、希望者には無料で青空法律相談を実施したりしているが、メイン企画は何と言ってもグッズのプレゼントである。

アンケートに答えた方にくじを引いてもらい、日弁連や当会法律相談センターの各種グッズをプレゼントしている。例年この企画が大人気であり、

酬を收受したときに、負担金会費を当会に納めるものとする内容である。

一括審議された両議案に対しては、家裁の支部が選任する成年後見人等が適用対象外であることを明記する②名簿に基づいた適正な配点を担保するための委員会を設ける③当会の法律相談を担当できなくなった会員を名簿から抹消する規定を盛り込む④法律相談及び弁護士のアっせん等を同センターの事業から除外する、という内容の修正動議が提出された。また、①及び④は除き、②及び③を会規に

他の出席会員からは、①家裁の支部が選任する成年後見人等が適用対象外であることを明記する②名簿に基づいた適正な配点を担保するための委員会を設ける③当会の法律相談を担当できなくなった会員を名簿から抹消する規定を盛り込む④法律相談及び弁護士のアっせん等を同センターの事業から除外する、という内容の修正動議が提出された。また、①及び④は除き、②及び③を会規に

盛り込むことを求める修正動議も、別の出席会員から提出された。

その後の討議では、原案及び各修正動議に対する賛否のほか、会規に規定すること付帯決議との法的効果の差異や、新たに委員会を設ける場合の権限及び人選、会員の不祥事への対策、法律相談を担当できない会員を名簿から抹消する規定の適否等についても議論がなされた。

採決の結果、各修正動議は、いずれも可決要件である過半数の賛成がな

5 終会

全審議の終了後、延命政之会長から、成年後見制度の利用推進に向けた決意が述べられ、臨時総会は終了した。

（会員 山口 陽



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

私は身長が低い。およそ成人男性で、私より背が低い人には滅多にお目にかかれない。日本人女性の平均身長よりも低い。このため若い頃は多少寂しい思いもしたが、今はそのことを話す場ではない▼身長が低ければ、足のサイズ（靴のサイズ）も当然小さくなる。それでも数年前までは不自由はなかったのだが、世知辛い世の中、メーカーも滅多に売れないサイズの靴を作るのを止めたらしい。私にぴったりの小さなサイズの革靴が、店頭からほとんど姿を消したのである。これには本当に困った▼こんなことで困っている人がいるというのを、多くの方はご存じないだろう。しかも、靴のサイズが合わないことなど、憲法上の人権ですらない。でも、こういう小さな「困った」に気づく、それが人権感覚の第一歩であり、弁護士の役目の一つではないだろうか。その積み重ねが、本当に困っている人を助け、人権を擁護することにつながるのではない▼私は弁護士になって二十年足らずだが、あまり憲法を開いたことがない。そんな自分を反省しつつ、人権感覚を研ぎ澄まし、社会的に望まれる弁護士に一步でも近づこうと思う、この頃である。

（奥園 龍太郎）

子どもの教育を受ける権利を奪わないで

講演会「朝鮮学校の高校無償化除外と補助金問題を考える」

10月27日、横浜市開港記念会館において、講演会「朝鮮学校の高校無償化除外と補助金問題を考える」子どもの教育を受ける権利を奪わないで」が開催された。当日は週末金曜日の夜にもかかわらず、178名の入場者を迎えた。

当日の内容は、二部構成になっており、まず前半は（実は、事前の案内にはなかったのだが）、当事者の声を届けようというこ

とめられていたように、各地の自治体も補助金の交付を停止するなどしている。

また、後半は、教育と国家の問題に関する第一人者である東京大学大学院の高橋哲哉教授に講演していただいた。

その一連の流れの中で、神奈川県も、昨年度、県内の朝鮮学校に通う児童・生徒に対する学費補助金の交付決定を留保し、今年度については、当初予算案にも計上していない。その理由は、拉致問題を明記する教科書の改訂がなされていないためだとされているが、子どもたちには、拉致問題にも教科書の改訂にも、何の責任もない。

朝鮮学校については、国の高校無償化制度から除外されているばかりか、当日の配布資料にま

高橋教授は、神奈川県朝鮮中高級学校で実際に使われている副教材を紹介しつつ、拉致問題が日朝の歴史を踏まえ他の学校以上に丁寧に教えられていると指摘。朝鮮学校への圧力は、言語や文化、歴史を奪い日本への同化を強いた植民地支配当時の反復だと説いた。そして、戦前から続く民族差別的価値観や現在強まっている歴史修正の動きと北朝鮮への敵視政策が、ヘイトスピーチにも繋がる差別的温床であると解説された。

講演する高橋哲哉教授

筆者にとつては、正しい歴史認識の重要性を再び噛み締めた貴重な一夜となった。

（人権擁護委員会委員長

本田 正男

第26回

民事裁判懇談会

「判決」について

10月11日、横浜地方裁判所13階大会議室において、第26回となる民事裁判懇談会が開催された。

本懇談会は、「新」民事訴訟法が平成10年に施行されたことを契機に、民事裁判手続の円滑かつ効

率的な運用を実現すべく、年に1、2度開催されているものである。この懇談会においては、毎回、多数の裁判官や書記官と当会会員が一堂に会し、民事裁判に関する様々なテーマについて、自由闊達に質疑を行い、裁判所と弁護士との双方の立場から意見が交わされている。今回の懇談会のテーマは、「判決」であった。

開会宣言の後、富田善範

後、富田善範

横浜地裁所長からご挨拶があった。その後、左部明宏会員より、具体的な判決を引用しながら、訴訟代理人の立場から見た判決の意義、弁護士が考える残念な判決ができる原因、記憶に残る判決等についての基調講演が行われた。

裁判所と当会との意見交換においては、裁判所から当会に対し、争点についての判断が分かりにくい判決、重要な主張又は証拠に対する判断が不十分な判決、不意打ちの判決、読みやすくわかりやすい判決等、良い例・悪い例と感じた判決を紹介

介いたがたいとの質問がなされ、また、合議体と単独体の判決や地裁判決と高裁判決の差異、旧様式から新様式へ移行したことの功罪等、判決一般についての質疑がなされた。

一方、当会からは、判決の結論に対する人証及び最終準備書面の影響力について、弁論終結後の心証の変化及びその後の対応の有無について、執行不能判決に関する裁判所又は当事者の帰責性についての質問を行った。いずれの質疑に対しては、裁判所及び当会から忌憚のない意見が活発に出され、今回の懇談会も盛況のうちに閉会となった。

訴訟代理人として、実際の民事裁判の運用を把握しておくことは極めて

活発な質疑応答

「刑事調停制度」!?

10月20日、当会会館で、「犯罪被害者支援」をテーマに、韓国の京畿中央地方弁護士会との共同セミナーが開催された。当会からは延命政之会長他41名が、京畿中央地方弁護士会からは28名の弁護士が参加した。

セミナーでは、まず、犯罪被害者支援委員会委員の矢口統一会員及び保野文香会員から、日本の被害者支援制度について、「刑事手続編」と「被害回復編」に分けて発表があった。

この日のために作成された被害者支援制度の資料が、コンパクトかつ一

目瞭然であったことに加え、発表自体も大変わかりやすく、当会の参加者にとつても知識のブラッシュアップを図る良い機会となったに違いない。筆者としても、被害回復方法の一つである「刑事和解」（犯罪被害者保護法19条）について、同制度を利用した経験をお持ち

日本と異なる制度は、不起訴処分に対する制度である。日本では検察審査会に申立を行うが、韓国では裁判所に抗告する。抗告が棄却されれば、高裁に裁定申請する。裁判所が起訴相当と判断すれば、検察官に起訴を命ずるそう

これは、検察官が被疑者と被害者の紛争を公正かつ円滑に解決し、被害の実質的修復に必要だと認めたとき、当事者の申請又は職権で捜査中の刑事事件を調停に付し、その結果を事件処理又は判決に反映する手続で、調停委員には高位職の公務員を引退した人等がなるとのことである。

質疑応答も双方から活発になされ、大変充実した共同セミナーとなった。

次回の共同セミナーは韓国で行われる予定である。会員各位も是非参加されたい。

（会員 丹羽 明子）

「刑事調停制度」である。

ご参加いただきたい。

（会員 前田 泰志）

大盛況の会場

自殺防止に向けての 相談対応を考える

多業種参加型ワークショップを開催

10月14日、当会会館において、当会貧困問題対策本部自死問題対策部会の自殺問題対策活動の一環として、多業種参加型ワークショップが開催された。このワークショップは、平成25年度から毎年1回開催され、今回で5回目となる。

今年も、当会会員8名の他、人権・労働関係の行政担当者、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、司法書士、横浜

いのちの電話の担当者など12の団体から16名が参加した。

今まで取り上げてきたテーマは、ブラックバイト、中高年のリストラ、子どものいじめなど、人々が追い詰められて自殺に至る可能性が高いと言われる社会問題である。今年はLGBT(性的マイノリティ)のうちのゲイの男性を主人公にし、その家庭生活、社会生活上で直面することが

予想される問題事例を想定作成して、各6名ずつのグループで検討、討論を行った。

このワークショップは、参加者たちが様々な職種において活動している中で、問題にどのように対応しているか、それぞれ

し合い、自殺防止という目的に向けてスキルを向上させるとともに、職種を超えた連携を図ろうというものである。今後も、関係諸団体と協力、連携を深めながら、自殺防止支援に取り組んでいきたい。

(会員 田口 幸子)

「はいもので司法記者クラブに所属して1年半が経った。川崎中1殺害事件に始まり、ベビシッター事件、厚木爆音訴訟、建設アスベスト訴訟など傍聴した裁判の数も増えていった。県警クラブにも所属し、事件取材にも同じ期間携わった。

ある事件や裁判の意味、意義は何なのかを知ってもらうために大事になってくるのが被害者や原告の声だ。傍聴以外にも1年半の間に彼らの声も多く取材させて頂いた。どんな理由があっても(犯人や被告を)許せない」「同じ苦しみをもう誰も味わって欲し

被害者の声

皆さん記者クラブ

れ、奪われる苦しみ、知らない間に自分の健康や平穏な生活が害されていく痛み。赤

を通じて記事に意見や感想をダイレクトに送れるようになったいま、改めてそう感じて

いる。被害者側代理人としてマスコミ各社と被害者の間をとりもって頂いた弁護士の方々にはこの場をかりて改めてお礼を申し上げたい。

(朝日新聞横浜総局 古田 寛也)

神奈川県弁護士会

川崎法律相談センター

電話/044-223-1149 予約受付時間/平日 9:30~17:00 (火・木は19:30まで、土・日・祝13:00~17:00)

◆総合相談 (45分以内・5,000円)

月・水 10:00~13:00

火 16:00~19:00

木・金 13:30~16:30

土・日・祝 13:30~16:30

◆債務整理相談 (30分以内・無料)

火 13:30~15:30

木 17:00~19:00

◆家庭相談 (45分以内・5,000円)

月 13:30~16:30

火・金 10:00~13:00

◆交通事故相談 (30分以内・無料)

水 13:30~16:00

土曜・日曜・祝日も相談を行っています

インターネット予約はひまわり相談ネットから

理想とされる常議員の姿

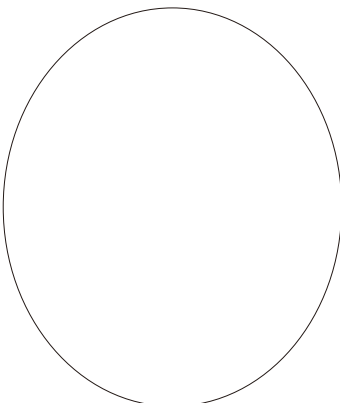
会員 堤 直史 (新62期)

常議員会のいま

私が常議員となって、はや半年以上が過ぎた。4月の第1回常議員会後の懇親会、各常議員の挨拶の中で、常議員会出席について、年間皆勤賞を宣言される方が多くおられた。当会各委員会の委員会期日では、なかなか委員全員の出席の確保は難しいことが多いと思わ

るものの、出席した常議員全員が、執行部及び関連委員会の出席者の説明を一言も聞き漏らすまいとの緊張した雰囲気常になされている。

私も常議員の1人として、各常議員会で設定された議案につき、できるだけ事前に内容を把握し、常議員会における意見交換の際に積極的に参加しようと努めたいと考えてきた。私自身に限っては、正直、理想とされる常議員の姿を十分に実践できているとは思えない状況だが、本年度も、常議員会全体としては、あるべき機能が十分に果たされているとの感想を持っている。



各議案について、問題点を指摘したり、意見を積極的に述べたりする人が特定の常議員に集中する傾向はあ

任状を集めて出席者を確保するので結果として総会が賑わう、というわけである。「執行部が気の毒だろう」「せっかく準備した総会に人が来ないのは寂しい」という執行部経験者の声もある」といった議論も懐かしい。今

臨時総会雑感

理事者室だより

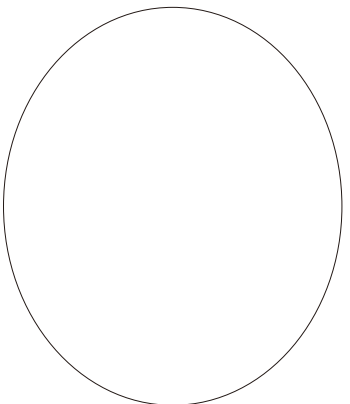
副会長 徳久 京子

10月26日の臨時総会は、260名以上の出席者と700通以上の委任状が集まった。会員の皆様には、感謝を申し上げますとともに、当日の私の稚拙な答弁をお詫びしたい。

平成25年7月31日付けで公益活動・委員会活動等推進委員会が提出した答申書(諮問書と答申書は会員ページの委員会ページに掲載)の作成に関わった私は、総会活性化手段として「総会で毎

回の総会を振り返り、動議部隊を作る」「ことが検討されたことを、今回の総会で思い出した。動議提出側、執行部側、それぞれが委

返っても、委任状勧誘がなければ総会には来ない、というのが現実である。なので、個人的には、委任状集めはそれほど悪いことではないと考えている。



しかし、行き過ぎれば、

総会の結論が事前に決まってしまう当日の議論が無意味になる、動議以外の論点について議論ができない、委任状勧誘が人間関係に影響されているところである。

どこでバランスをとるべきか。ここで私はいつも「民主主義とは最悪の政体である、人類が経験した他の全ての政体を除いては」というチャールズの言葉を思い出す。唯一無二の正解はないのだろう。総会の一票は、結果に対する影響力という点では国政選挙よりも重い一票であると信じて、自己責任で判断する。凡人の私には、極めて当たり前の結論しか出てこないが、皆さんはいかがでしょう。

全国法曹サッカー大会 準優勝!!!



第30回 全国法曹サッカー大会の結果

10月28日から2日間にわたり、広島県福山市にあるツネイシしまなみビレッジ・ツネイシフィールドにて第30回全国法曹サッカー大会が開催された。2015年、2016年と2連覇を果たしている当会サッカー部は、横浜Aと横浜Bの2チームに分かれて出場し、3連覇を目指して大会に臨んだ。

大会初日、横浜Aは、静岡戦を0-0で引き分けたものの、名古屋Aに1-0、広島Aに4-0（金島悠太がハットトリックを達成）、大阪Bに2-0で勝利し、1失点もすることなく準決勝に進出した。

初戦の勝利に安堵する藤江勇佑会員（写真中央）

横浜Bは、広島Bに1-0で勝利したものの、本大会初参加の期待の新人が右足の腓骨骨折、足首の靱帯断裂という大怪我を負ってしまい、この試合で離脱することになった。主力を欠いた影響からか、東北戦では砂子

非常勤裁判官激励・退任慰労会開催

10月12日、当会会館において、「非常勤裁判官 激励・退任慰労会」が開催された。

会長から花束を贈呈される横溝久美会員

非常勤裁判官制度は、弁護士がその身分を保つたまま民事調停官又は家事調停官として調停手続を主宰するもので、弁護士からの常勤裁判官任官を促進するための環境整備と、調停手続の一層の充実・活性化を目的として創設されたものである。当会からは現在8名の会員が、毎週1日、横浜・川崎各簡裁及び横浜家裁本庁において執務し

当日は、冒頭で日弁連弁護士任官等推進センター事務局長を務める三木恵美子会員から非常勤裁判官の制度趣旨やこれまでの経緯等について説明がなされた上で、家事調停官を退任されたばかりの横溝久美会員から2期4年を終えての報告がなされた。

また、現職民事調停官である橋本訓幸・青木亮祐各会員、現職家事調停官である鈴木洋平・小豆澤史絵各会員からも現状の報告がなされた上で、10月から家事調停官に新

昌利（一弁）の先制ゴールを守りきれず1-1、福岡相手にも0-0と勝ち切ることが出来ず、惜しくもグループリーグ2位に甘んじた。

2日目は、台風22号の接近によってグラウンドが全面水たまりの状態の中で行われた。

横浜Bは、東京Bに敗れたものの、続く広島B戦では、前キャプテン奥祐介のパスから現キャプテン前田八郎による得点や、伊藤聡（裁判官）、佐伯昭彦による得点によって3-1で快勝し、7位で大会を終えた。

横浜Aは、前半に退場者が出たものの2-1で勝利し、昨年同様決勝に駒を進めた。朝から続いていた雨が止んだ決勝戦では、開始早々横浜Aのペースで試合が進んだが、徐々に京都がペースを掴み、横浜Aは後半に

たに就任した谷村朋子・稲村育雄両会員を応援すべく参加した多数の会員が見守る中、両会員から就任にあたっての抱負が述べられた。

任官希望の意向を有する会員等の参加者が例年以上にのびただけでなく、非常勤裁判官ならではの情報が盛りだくさんの充実した会となり、更なる非常勤裁判官制度の推進に向けて有意義なものとなった。

（裁判官評価検討・弁護士任官推進委員会 副委員長 種村 求）

シリーズ

委員会活動紹介

5

司法制度委員会

—民法改正に関する 意見案作成—

失点を重ね0-2で敗れることとなった。3連覇の目標は果たせ

なかったものの、期待やプレッシャーの中で「準優勝」という成績を収めたことは誇りに思う。京都で開催される来年の大会には挑戦者として、再

見の原案作成である。最近では、相続法改正に関する二度のパブリックコメント募集に対応して意見案を作成した。その前の数年は、債権法改正について意見案の作成に取り組んだ。

もちろん意見案の作成以外の活動もある。債権法改正に関しては、日弁連が推薦した法制審議会民法部会委員のバックアップチームに当委員会の正副委員長が参加しており、その正副委員長を当委員会がバックアップした。日弁連のバックアップチームの活動を基礎に「実務解説改正債権法」（弘文堂）が上梓されたので、各位の業務にお役立ていただきたい。

当会司法制度委員会の目的は、設置規則第2条で定められているとおり、「司法制度の改善進歩、法令運用の監視是正及び弁護士事務その他の司法事務に関して必要な事項を常時継続して調査研究し、会長の諮問に応え、又は意見を具申すること」を目的とする」とい

かめしいが、実態は単純で、近年の主な活動は民法改正に関する当会の意

当委員会は、当会会員向け研修会も開催してきた。研修会は、日頃の調査研究の単純な発表ではなく、会員各位に役立つよう工夫している。例えば債権法改正の連続講座では、具体的な事例を設定して改正前後の実務上の差異を紹介したり、外部から講師を招聘したりした。有志がこの連続講座の内容をまとめ直し、近日中に当会発行の「専門実務研究」に発表する予定である。是非ご期待いただきたい。

デスク 千歳 博信
記者 奥園龍太郎
越川 純哉
三橋 潔
滝島 広子
山口 陽

編集後記

最近詰め物がとれたため、久し振りに歯医者で治療を行った。

虫歯ができていたとのこと、少しだけ歯を削った。

麻酔をしていたので痛みはなかったが、何とも言えない「身を削られる感覚」は、つらかった。幼少時の虫歯の治療を思い起こさせる。

最近の子どもは虫歯が少ないらしい。あの歯医者者の経験を共有できないというのは、おじさん世代にとっては少し寂しい気がする。